

# 整形外科領域における医療倫理

～インフォームドコンセントの問題と対策を中心に

平成30年11月30日



## 弁護士法人よつば総合法律事務所 代表社員弁護士

平成8年 千葉県立東葛飾高校卒業

平成13年 東京大学法学部卒業

平成13年 司法研修所入所 司法研修所55期

平成14年 弁護士登録

千葉県弁護士会所属（登録番号29869）

平成20年度弁護士会松戸支部幹事，同支部法律相談運営センター委員，

千葉県弁護士会新人弁護士等支援委員会委員

✉ メールアドレス [osawa@yotsubasougou.com](mailto:osawa@yotsubasougou.com)

### 柏商工会議所専門相談員

（柏商工会議所会員の皆様からの無料相談を定期的に行っています。）

### 柏法人会特別相談会員

（柏法人会会員の皆様からの無料相談を定期的に行っています。）



- 千葉県柏市，千葉県千葉市に事務所を構えるよつば総合法律事務所（弁護士16人，スタッフ18人）の代表弁護士。
- 柏在住。家族構成は妻と子供3人。

\* 年間の総相談件数は1800件超、顧問会社様は200社超。医療機関・医師の皆様の法律問題を多くお取扱いしています。

\* 企業法務（労働問題、クレーム対策、債権回収、契約書の作成・チェックその他企業様に関わる問題）を多く取り扱っています。その他、交通事故・相続・不動産が絡む問題などを比較的多く取り扱っています。



名称	弁護士法人よつば総合法律事務所
所長	大澤 一郎（登録番号29869） 千葉県弁護士会所属
住所	〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋壺番館ビル4階（柏事務所）
住所	〒260-0015 千葉県中央区富士見1丁目14番13号 千葉大栄ビル7階（千葉事務所）
FAX	TEL : 04-7168-2300 FAX : 04-7168-2301（柏事務所）
E-MAIL	info@yotsubasougou.com
設立	平成20年4月（資本金900万円）
所員	弁護士16名 スタッフ18名 合計34名

- 2003年1月14日 あさひ・狛法律事務所所内研修会 「ジョイントベンチャーと金庫株の利用方法について」
- 2004年1月16日 千葉県弁護士会松戸支部支部内研修会 「改正民事執行法について」
- 2009年10月22日 千葉県税理士会松戸支部主催「そんなとき、顧問先の問い合わせに即対応できる税理士が知っておきたい倒産・廃業時の実務」
- 2010年11月12日 当事務所主催 司法修習生向けセミナー（計6回開催）（毎年開催） 「一人前の弁護士に成長するための環境がここにはある」
- 2010年12月7日 千葉県税理士会柏支部主催 「税理士が知っておきたい労務問題・法律問題」
- 2011年1月22日 船井総合研究所主催 福岡会場 「法律事務所の時流と経営」
- 2011年2月5日 船井総合研究所主催 大阪会場 「法律事務所の時流と経営」
- 2011年4月25日 船井総合研究所主催 「弁護士法人よつば総合法律事務所の取り組み」（法律事務所のマーケティング・マネジメント）
- 2011年6月22日 柏商工会議所主催 「事例に学ぶ労使トラブルとその対応策」
- 2011年9月21日 柏法人会主催 「経営者のためのリスクセミナー。会社を守る。社長を守る。」
- 2013年4月16日 千葉県税理士会松戸支部主催 「破産について～税理士が知っておきたい顧問先の業績悪化に対する対応」
- 2013年4月25日 千葉県損害保険代理業協会千葉支部 「弁護士との連携について」
- 2013年8月28日 千葉県弁護士会主催 「平成25年倫理研修」（パネリスト）
- 2013年10月26日 船井総合研究所主催 仙台会場 「法律事務所の時流と経営（東北版）」
- 2014年3月18日 よつば総合法律事務所企業法務セミナー「社長がこれだけは知っておきたい社員対応の全て」
- 2014年5月31日 船井総合研究所主催「事務所の未来を創る本気の部下育成・幹部作り」
- 2014年6月8日 よつば総合法律事務所セミナー（千葉県千葉市の整骨院）「整骨院様のための賢い弁護士の使い方」
- 2014年6月17日 よつば総合法律事務所企業法務セミナー 「社長がこれだけは知っておきたい取引先とのトラブル防止術・クレーム対応」



# 最近のセミナー・執筆の一部（２）

- 2014年7月14日 千葉県の税理士の先生の勉強会「弁護士から見た相続のあれこれ」
- 2014年9月17日 よつば総合法律事務所企業法務セミナー「社長がこれだけは知っておきたい弁護士が教える自社で債権を回収する方法」
- 2014年12月16日 東海東京証券株式会社主催「個人の債務整理の最新動向」
- 2015年11月14日 東芝株主弁護団主催「東芝株主弁護団説明会」（月1回程度継続開催）
- 2016年6月25日 当事務所主催「整骨院・柔道整復師が知っておきたい交通事故の保険と法律」
- 2016年11月16日 千葉県社会保険労務士会東葛支部自主研究会主催「無期転換ルール対応における実務上の注意点とその他現場でお悩みの事例に関する解説」
- 2017年3月13日 千葉県内運送会社様主催「従業員の入社・退社に伴う諸問題」
- 2017年4月7日 当事務所主催「借家関係を解消して不動産を有効活用する方法」
- 2017年7月25日 茨城県・千葉県中心経営者団体主催「法律・制度を使った経営&業績アップ手法 明日から使えるヒトとお金に関わる具体例30」
- 2017年9月9日 日本弁護士連合会主催「新時代における小規模法律事務所の経営ノウハウ ～事務所経営のビジネスモデルを探る～」
- 2017年9月20日 千葉県社会保険労務士東葛支部自主研究会主催「民法改正による人事労務への影響 ～改正が影響し得る主なポイントの解説～」
- 2017年10月17日 当事務所主催「法律・制度を使った経・業績アップ手法～明日から使えるヒトとお金に関わる具体例30」
- 2017年11月14日 千葉県内の建設業の団体の皆様主催「社会保険加入に伴う従業員トラブル&取引先トラブル対策～事例を交えて解説します～」
- 2018年1月27日 不動産会社様主催「空き家に関する相続問題・共有問題の解消～トラブルにならないために今やっておくこと～」
- 2018年03月22日 千葉県の顧問会社様主催「パワーハラスメント研修 ～パワハラ予防を理解し、よりよい職場作り～」
- 2018年06月21日 不動産会社様主催「空き家の法的リスク」
- 2018年07月14日 不動産会社様主催「弁護士・司法書士・税理士から学ぶ“二次相続対策”」
- 2018年09月22日 不動産会社様主催「空き家の法的リスク」
- 2018年11月10日 不動産会社様主催「空き家の法的リスク」

## 執筆・取材

- 2003年4月26日 週間ダイヤモンド「早期退職制度について」の記事を執筆しました。（大澤一郎）
- 2009年12月5日 朝日新聞社会面（全国版）「不況を乗り切る11・借金」の取材を受け、記事を監修しました。（大澤一郎）
- 2010年3月10日 FUNAIMENBERS PLUS「地域最大クラスの法律事務所へ成長」の取材を受けました。（大澤一郎）
- 2011年3月 弁理士受験新報「著作権法（著作権侵害の主体性・ロクラクII事件）について判例解説の記事を執筆しました。（前原彩）
- 2012年5月 弁理士受験新報「特許法（出願過程全体を斟酌した用語の解釈）・切り餅事件」について判例解説の記事を執筆しました。（前原彩）
- 2013年8月 「慰謝料算定の実務第2版」千葉県弁護士会編 株式会社ぎょうせい発行（共著・前原彩）
- 2013年11月 月刊ベストファーム「土業新時代の扉を開けるのは誰だ」の取材を受けました。（大澤一郎・川崎翔・前原彩）
- 2013年12月 「家族で話すHAPPY相続」週刊住宅新聞社発行（共著・松村茉莉）
- 2014年8月 「弁護士10年目までの相談受任力の高め方」レクシスネクシス社発行（共著・大澤一郎・担当交通事故）
- 2014年8月 「交通事故における素因減額問題」保険毎日新聞社発行（共著・川崎翔）
- 2016年1月 月刊ベストファーム「交通事故弁護団」の取材を受けました。

- 柏法人会会報 「よつば総合法律事務所の法律広場」連載中
- 一般社団法人日本産業カウンセラー協会会報に記事連載中
- 千葉県損害保険代理業協会メールマガジンに記事連載中
- 千葉県損害保険代理業協会京葉支部会報に記事連載中

## 1 インフォームドコンセント

インフォームドコンセントの目的，説明義務総論，説明義務各論，整形外科領域を中心に争いとなった事案の解説，交渉・裁判を進めるためのポイントなど

## 2 医療倫理（安全編）

異常死の届出義務，医療事故調査制度，応召義務，医療訴訟など

## 3 医療倫理（患者トラブル防止編）

患者クレーム，未収金，情報管理，交通事故，合意書作成など

## ■ インフォームドコンセント

- Informed Consent
- 説明 (Information)に基づく同意 (Consent)

■ 医師が適切と考える医療行為を行うことにより、患者が早期かつよりよい治療効果を得ることができる。

■ インフォームドコンセントを行うことにより、「説明義務違反」という法律違反を回避することができる。

平成11年7月10日発生

■ 救急外来時には発見できなかったが、死亡後の解剖では頭蓋内に折れた割り箸約8センチメートルが見つかった事件

■ 民事裁判及び刑事裁判の結果  
(別紙1)



## 説明義務で著名な最高裁判所判決

- 乳がんの手術に当たり、当時医療水準として確立していた胸筋温存乳房切除術を採用した医師が、乳房温存療法の適応可能性のあること及び乳房温存療法を実施している医療機関の名称や所在をその知る範囲で説明する義務があるとされた事例

- 民事裁判の結果  
（別紙2）

- 最高裁判所が指摘した説明すべき内容
  - 当該疾患の診断（病名と病状）
  - 実施予定の手術の内容
  - 手術に付随する危険性
  - 他に選択可能な治療方法があればその内容と利害得失
  - 予後

➡ 病名・症状・術式・合併症・他の治療方法  
・予後が説明すべき内容となる。

## ■ 説明の程度（別紙 3）

- 未熟児網膜症事件  
（最高裁判所昭和 57 年 3 月 30 日判決）
- 姫路日赤事件  
（最高裁判所平成 7 年 6 月 9 日判決）

## ■ 合併症の説明（別紙 4）

- 臼蓋回転骨切り術の事件  
（東京地方裁判所平成 27 年 2 月 12 日判決）

■ 危険性の説明（別紙5）  
透析性破裂性脊椎症の事件  
（東京地方裁判所平成20年6月12日判決）

■ 利害得失の説明（別紙6）  
下腿骨折手術後に慢性化膿性骨髄炎となった事件  
（大阪地方裁判所平成7年10月26日判決）

**1** 説明義務を尽くしても患者の判断に変わりがなかったと判断される場合

➡ 慰謝料のみ認められることが多い。金額は数十万円から300万円程度が多いがより高額となる事案もある。

**2** 説明義務を尽くせば患者の判断に変更があったと判断される場合

➡ 慰謝料のみの場合もあるが、生じた結果（後遺障害・死亡など）に応じた高額な賠償の可能性もある。

- 説明義務違反の裁判の場合、法律の原則からすれば患者側が説明義務違反であることを証明する必要がある。
- しかし、実務上は、説明文書・同意書・カルテの記載などがないと医療機関・医師側に不利に働くこともある。
- そのため、書面で説明内容を証明できるようにすることが重要となる。

- 裁判上の和解が 54.6% (別紙 9)
- 患者側の請求放棄 0.5%
- 患者側の請求取下 3.5%
- 判決は 32.5% (別紙 9)
- 判決のうち認容 (原告患者の請求が少しでも認められた事案) は 20.5%。通常の裁判では原告の認容率は 84.9%。  
(別紙 10)
- 平均審理期間は 2～3 年 (別紙 11)

■ 患者の納得を前提とした治療を行うことができる。

■ 説明義務違反を回避することができる。

■ （法律的な観点からは）説明内容の証拠化が重要となる。

- インフォームドコンセント その理論と書式実例  
前田正一編集 発行医学書院
- 整形外科インフォームドコンセントとパス  
松井宣夫・出沢明編著 発行中外医学社
- トラブルにならない整形外科インフォームドコンセント  
浜田良機・富士武史編集 発行金原出版株式会社
- インフォームドコンセントTool整形外科イラストlibrary  
平泉裕編集 発行株式会社メジカルビュー社

## 異常死の届出義務（医師法 21 条， 33 条の 2）


- 医師は死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異常があると認めるときは， 24 時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。
- 違反をした場合は 50 万円以下の罰金となる可能性がある。

■ 日本法医学会の「異常死ガイドライン」（平成6年5月）は異常死を「普通の死」以外と広くとらえている。

■ 日本外科関連学会協議会の「診療行為に関連した患者の死亡・傷害の報告について」（平成14年7月）は「何らかの重大な医療過誤の存在が強く疑われ、または何らかの医療過誤の存在が明らかであり、それらが患者の死亡の原因となったと考えられる場合」を警察への報告の対象としている。

- 大野病院事件（発生日平成16年12月17日）  
（平成20年8月20日福島地方裁判所判決）
  - 診療中の患者が、診療を受けている当該疾病によって死亡したような場合は、そもそも同条にいう異状の要件を欠くと言わなければならない。
  - 患者の死亡という結果は、癒着胎盤という疾病を原因とする、過失なき診療行為をもってしても避けられなかった結果と言わざるを得ないから、本件が、医師法21条にいう異状がある場合に該当するということとはできない。

- 日本医師会医事法関係検討委員会は平成28年2月に「医師法第21条の規定の見直しについて」という臨時答申をしている。**罰則規定の廃止**、**「犯罪と関係ある異常」**に対象を限定することを答申している。

 医療事故調査制度の運用継続により、今後、司法・立法・行政の判断が変更となっていく可能性がある。

## 医療事故調査制度（医療法6条の9等 2014年改正）

- 以下の条件両方を満たす医療事故が対象
  - 医療に起因し又は起因すると疑われる死亡又は死産
  - 当該死亡又は死産を予期しなかったもの
- 医療事故調査・支援センターへ報告をする必要がある。
- 報告をしなかった場合の罰則規定はない。
- 予期せぬ死亡事故の定義，調査報告書の遺族への交付の有無，医師個人の責任追及に陥らない院内調査報告書の記載方法など今後の課題も多い。

- 診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には正当な事由がなければこれを拒んではならない（医師法19条1項）
- 刑事上の罰則はない。
- 行政処分の可能性はある。
- 患者に対する損害賠償責任の可能性はある。

➡ 救急事案では医療機関の責任重い。

➡ 患者とのトラブル事案では医療機関側の主張が通った事案が多い。

## 民事事件

### ■ 交渉段階のポイント

- 事実関係を正確に把握・説明する。
- 道義的なお詫びと法的な責任を分けて考える。
- 医療ADR利用も検討する。（Alternative Dispute Resolution 裁判外紛争解決手続）
- 裁判所での調停（話し合い）も検討する。

### ■ 裁判段階のポイント

- 医学文献などを提出する。
- 特に「臨床当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準」を示す医学文献が効果的となる。

## 刑事事件

- 福島県立大野病院産科医逮捕事件
  - 平成16年12月17日発生
  - 執刀医が平成18年2月18日逮捕（業務上過失致死及び医師法21条の届出義務違反）
  - 平成20年8月20日無罪判決（福島地方裁判所）
  - 検察の控訴（不服申立）なく裁判が確定

➡ 結果的には冤罪。医師を逮捕する必要があったのかどうか極めて疑問である事案。

## ■ 患者の誤解

- 医師にかかれば病気は必ず治る。
- 診察や検査で病気の原因は必ず突き止めることができる。
- 医師は病気を完全に治す義務を負っている。
- 治療や薬は誰に対しても同じ結果をもたらす。
- 患者が医師の診察に協力する必要はない。
- 医師はどのような患者でも診療を拒否できない。

## ● （参考文献）

患者トラブルを解決する「技術」  
尾内康彦著 日経BP社発行

## ■ クレーム解決の対応の心構え

- （発生確率は極めて低いかもしれないが）最悪の事態を想定する。
- 最悪の事態を気持ちの中で受け入れる。
- 最悪の事態を受け入れた上で対応策を考える。
- 当方が正しい時ほど冷静に対処する。すぐに反論しない。論破しようとしめない。怒らない。
- 解決できないトラブルはない。

## ■ クレーム発生時の相談先を確保

- 同僚・同業者・同業者の団体などに相談
- 警察に相談
- 弁護士に相談
- 弁護士相談の具体例（警察へ相談，内容証明郵便，医療機関からの民事調停・民事訴訟提起など）

## ■ 解決のための方法

- 口頭・書面での督促，訪問による督促，法的手段による督促など

## ■ 応召義務との関係

- 診療に従事する医師は診察診療の求があった場合には正当な事由がなければ，これを拒んではならない。（医師法19条）
- 医療費の不払いがあっても直ちにこれを理由として診療を拒むことができない。（厚生労働省 通達昭和24年9月10日）

## 情報管理の留意点一般

- 個人情報の利用目的をポスター、パンフレットなどで患者に伝える。（個人情報保護法）
- 患者からの求めによる保有個人情報の開示・訂正・利用停止などを行う。（個人情報保護法）
- 医療機関内のスタッフの情報管理体制も強化する。

## 第三者への開示の原則

- 患者の家族：原則開示しない。ただし、意識不明・重度の認知症・患者に理解能力がない場合などは開示することもある。
- 患者の職場：原則開示しない。
- 死亡した患者の遺族：原則開示する。
- 警察・検察：同意ない場合，個々の事案による。
- 裁判所：同意ない場合，個々の事案による。
- 弁護士会：同意ない場合，個々の事案による。
- 交通事故の加害者（加害者側保険会社）：同意なければ開示しない。

## ■ 交通事故事案の特殊性

- 保険金が絡んでいる。
- 医師が作成する診断書・診療報酬明細書・後遺障害診断書・その他回答文書が重要な証拠となる。

## ■ 患者からの依頼の場合


- 事実を超えた症状と後日言われないようにする。

## ■ 保険会社からの依頼の場合

- 事実と異なることを記載されたという患者の申出が発生しないようにする。

## ■ 文書作成のポイント

## ■ 特に、最終的な解決を目指す場合のポイント

 合意書は表現1つで効果が変わってしまいます。また事案によって適切な表現が必要です。合意書作成が必要となる事案の場合、弁護士などの法律の専門家に相談してください。  
(別紙13)

医学及び医療は、病める人の治療はもとより、人々の健康の維持もしくは増進を図るもので、医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基に全ての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守及び法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。